

第 1 3 回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 9 日（金） 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 0 0 分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室 3 0 1

3. 在任委員数 1 9 名

4. 出席委員 1 7 名

役職名	議席番号	氏 名	役職名	議席番号	氏 名
会長	1 9	伴 慎也	委員	1 0	奥村 淳子
副会長(会長職務代理者)	1 8	今井 百合	委員	1 1	奥村 喜美子
委員	1	藤井 利徳	委員	1 2	寺田 勝典
委員	4	曾我 秀美	委員	1 3	黄瀬 忠幸
委員	5	中本 芳美	委員	1 4	植西 良隆
委員	6	福野 憲二	委員	1 5	林田 清光
委員	7	森地 良彦	委員	1 6	鍋家 善幸
委員	8	山崎 容子	委員	1 7	山川 芳範
委員	9	勝井 麻有美			

5. 欠席委員 議席 2 番 中島 準一 委員
議席 3 番 緩利 哲治 委員

6. 議 長 議席 1 9 番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 8 番 山崎 容子 委員
議席 9 番 勝井 麻有美 委員

8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

- 議案第 6 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 6 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請審議について
- 議案第 6 5 号 事業計画変更承認申請審議について
- 議案第 6 6 号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第 6 7 号 甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第 6 8 号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
- 報告案件 1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件 2 地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について

6) 報告事項

- 専門委員会
- 事務局報告

7) 閉会

9. 事務局出席者（4 名）

局長	田村 勝也
局次長	大西 努
係長	澤田 均
係長	西田 輝彰

10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は2名。遅参、早退の届出はございません。よってただ今の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席8番山崎容子委員、議席9番勝井麻有美委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。
最初に、議案第63号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
はじめに、3条調書、整理番号27について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第63号、整理番号27番について説明します。調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。
譲渡人が経営する事業所の分社化により、果樹栽培事業を承継するために、農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は令和5年12月26日、農畜産物の生産及び販売を目的に設立された法人であり、申請地にて、梨の栽培を行う予定です。分社化したものの、営農体制はこれまでと変わらず、農業への従事期間を十分に確保されるとともに、出荷販売用の梨栽培をするにあたり、生産計画を含めた営農計画書が提出されており、耕作には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号27については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。事務局が説明いただきました通りです。7月6日に、澤田推進委員と現地確認を行い、特に問題ないと判断いたしましたのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号4澤田推進委員、意見をお願いします。

- 担当推委 区域番号4澤田です。会社名が変更になるだけで、特に問題はありません。以上です。よろしくお願いします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- なお、ご質問される委員は、議席番号とお名前を言ってから発言をお願いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号27について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、整理番号27については、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号28について審議いたします。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号28番について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
- 申請地は不耕作であり、譲渡人は相続により農地取得したものの、遠方に居住しており農地の管理が行えないことから、空き家バンクを通じて新たに農地取得を希望する譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて野菜の栽培を行う予定です。遠方に居住しているものの、農業への従事期間を十分に確保しつつ、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、農業経験のある知人に教わりながら耕作されることから、営農に支障ないものと考えます。
- 申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号28については、議席16番鍋家委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号16番鍋家です。ただいま事務局から説明いただいた通りです。令和6年6月30日に清水推進委員と現地確認を行い、申請者代理人から申請理由について聞き取りを行いました。

申請者は甲賀市の空き家バンクを利用して農地付物件を購入され、申請地で野菜を栽培される予定です。友人から野菜栽培を教わりながら、耕作をしたいということで、耕作については問題無いため許可相当と判断いたしました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、区域番号１５清水推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号１５清水です。申請地は、鍋家農業委員から説明がありましてとおり農地付き空き家バンクに登録されていた周辺の土地で、新たに居住者が決まったということで、今回の申請をされましたので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら伺います。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、３条調書、整理番号２８について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号２８については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、３条調書、整理番号２９について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号２９番について説明します。参考図は５ページ、６ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農地の取得を希望する譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地は譲受人の先代が土地を借用し耕作をされていた経過があり、当該地で野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 ３条調書、整理番号２９については、議席１１番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号 11 番奥村です。ただいま事務局から説明がありました通りです。
譲受人は先代よりこの土地を農地として利用されており、この先も農地として利用されることから、許可相当と判断いたしました。現地確認は、令和 6 年 5 月 19 日に藤井推進委員と行いました。ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号 11 藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 11 藤井です。事務局と奥村農業委員の説明の通りであり、問題ないと考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 29 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 29 については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 30 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号 30 番について説明します。参考図は 7 ページ、8 ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地はこれまで小作人に耕作依頼されていたものの、小作人側の耕作事情により合意解約となり、その後の農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3 条調書、整理番号 30 については、議席 11 番奥村委員、説明をお願いします。

- 担当農委 議席番号 1 1 番奥村です。ただいま事務局より説明がありました通りです。
令和 6 年 6 月 2 7 日に丸橋推進委員及び申請者の 3 名で現地確認を行いました。今期まで小作されていた他所の方が撤退され、来期から譲受人が耕作されることから、許可相当と判断いたしました。ご審議いただきますようお願いいたします。
- 議 長 続いて、区域番号 2 1 丸橋推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号 2 1 丸橋です。譲受人の今後の規模拡大に非常に公益であると考えられるため、許可相当と考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】
- 議 長 ご質問等も無いようですので、3 条調書、整理番号 3 0 について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号 3 0 については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3 条調書、整理番号 3 1 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号 3 1 番について説明します。調書は 4 ページ、参考図は 9 ページ、1 0 ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。
農地の処分を検討していた譲渡人と、農地の取得を希望する譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地の登記地目は山林ですが、現況が畑であり、農地法における農地は現況主義であることから、今回 3 条申請が必要となったものです。
譲受人の親族がこれまでから土地を借用し、一部耕作をされていた経過があり、自宅隣接地でもある当該地で野菜の栽培を行う予定です。農業への従事期間を十分に確保し、自家消費用の野菜を栽培するにあたり、作業歴 2 0 年の親族の応援を受けて耕作されることから、営農には支障ないものと考えます。
申請内容を審査した結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許

可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号31については、議席9番勝井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番勝井です。令和6年7月8日に譲受人の母親、寺庄改良組合長と中嶋推進委員で現地確認を行い、説明を受けました。譲受人は、申請地を以前より譲渡人から畑として借りられ耕作をされている土地です。申請地は、今後も畑として野菜栽培を継続する目的と自宅に隣接する土地でもあるため、双方の合意に至った経緯と周辺にも影響がないことを確認いたしました。8月からも引き続き大根を植え、冬に向けて玉ねぎを植えていきたいと、耕作への意欲も語られていました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号31中嶋です。事務局及び勝井農業委員の説明の通り、今後も引き続き畑を継続されるため問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号31について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号31については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号32について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号32番について説明します。整理番号32番について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地及び白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、また高齢のため農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は譲渡人の親族にあたり、また所有農地の隣接地でもある当該地で、水稻及び野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号32については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。事務局から詳しく説明のあった通りです。6月23日に現地を確認し、申請者から申請理由について聞き取りを行いました。また、引き続き水稻並びに野菜を栽培するということです。よろしくご審議お願いいたします。

議 長 続いて、区域番号37橋本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号37橋本です。山川農業委員が述べた通りであり、問題ないと思います。以上です

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号32について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号32については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号33については、次の整理番号34と関連がございますので一括審議といたします。なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号33番、整理番号34番について説明します。整理番号33番の参考

図は13ページ、14ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し樹園地管理を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は申請地の南側隣接地で賃貸アパートを所有し、自身の余暇を活用しながら、身の丈に合った耕作をされるものであり、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号34番について説明します。参考図は同様に13ページ、14ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

高齢のため農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し樹園地管理を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は整理番号33番と同一人であり、申請地にて、同様に果樹の栽培を行う予定です。申請地は、以前に田から畑に形状変更されているため、樹園管理するための環境が備わっており、また譲受人の時間的余裕がある中での耕作体制であるため、営農には支障がないものと考えます。

申請内容を審査した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号33及び整理番号34については、議席12番寺田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番寺田です。ただいま事務局より説明のあった通りです。申請地は、譲受人が4月の総会で今回の申請地の隣でマンション経営を行うために申請をされた残地である2筆です。6月21日に城推進委員と現地で申請者の代理人より詳しく説明を受けました。申請地は長らく不耕作地が続いておりましたので、管理等や必ず作付けするように確認を取らせていただきました。申請地では桃や栗を植え、景観活動にも留意するということでありました。今後の農地パトロール等で作付け状況も確認していきたいと思いますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 続いて、区域番号42城推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号42城です。事務局及び寺田農業委員の説明の通りです。農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書 整理番号33について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号33については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書 整理番号34について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 【挙手全員】
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号34については、許可とすることに決定いたします。
議案第63号については以上であります。
- 議 長 続きまして、議案第64号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号28について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 議案第64号、整理番号28番について説明します。調書は6ページ、参考図は15ページ、16ページ、土地利用計画図は17ページです。申請地は、市街化調整区域内の第1種農地です。
申請内容は、住宅を目的とする、農地の使用貸借です。当該申請地は第1種農地ですが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合は許可できる」とされた、例外的許可基準に該当します。計画によると、譲受人は実家で建築事務所を営んでいるものの、ライフステージの変化により手狭となり、新たな住居スペースが必要となったため、実家にほど近く、譲受人の親が所有する当該地を貸借し、建築面積118.46平方メートル、建ぺい率29.39パーセントとなる住宅を建築されます。造成工事については、耕土を鋤取り後、地盤改良した上で盛土及び切土により整地し、敷地北側に住宅を、南側は道路からの進入路としてスペースを確保されます。土砂が流出しないように、敷地境界には地先境界ブロックなどのコンクリート構造物を設置されます。雨水排水については、敷地西側に設置する水路に向けて地盤勾配を取り、柵で集水後、既設水路に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については場内の浄化槽で処理され

ることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号28については、議席19番の私、伴が説明をいたします。

議席番号19番伴です。6月30日に林田推進委員と一緒に譲渡人と譲受人に聞き取りをさせていただきました。申請地の周りは約20年前にはほ場整備がされています。申請地は息子である譲受人用の家を建てる土地としてほ場整備から除外をしており、現在まで畑として使用されていました。周りの農地については、譲渡人が地元の担い手農家に作ってもらっており、耕作者にも了解をもらっております。周辺に及ぼす影響は無いと考え、許可相当と考えます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号3林田です。ただいま事務局並びに伴農業委員から説明があった通りです。集落が進める農地利用最適化推進には支障がないと考えますので、よろしくお願いします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号28について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。
なお、許可については、都市計画法第29条について別途手続き中であり、転用許可は都市計画法の許可と同日付けとなります。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号29について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号29番について説明します。参考図は18ページ、19ページ、土地利用計画図は20ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第2種農地です。

申請内容は、駐車場を目的とする農地の売買です。申請によると、不動産業を営む譲受人が所有する家屋について、周囲に車両の駐車スペースがないことから、近接地にて露天駐車場の設置を計画されています。造成工事については、必要最小限の盛土による整地のみであり、土砂流出は見込まれない他、特段の構造物などの設置はありません。雨水排水は自然地下浸透であり、国道側から一段低い箇所があり、また南側が里道で分離されていることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。さらに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号29については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。事務局より説明があった通りです。令和6年7月8日に藤井推進委員、申請者の代理人の3人で現地確認を行いました。申請者は、空き家を借りて事務所にされますが駐車場スペースが無いため、農地を購入され、駐車場にされます。農地転用の際、地元関係者の同意を得られておりますことから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号19藤井です。ただいまの事務局と奥村農業委員の説明があった通りのため、問題ないと考えておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号29について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、5条調書、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号30については、議案第65号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号1と関連がございますので一括審議といたします。
なお、採決は個別に行います。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号30番と、議案第65号、事業計画変更の整理番号1番について、一括して説明します。
事業計画変更の調書は9ページ、参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画図は23ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。
申請内容は、駐車場を目的とする、農地の売買です。本件は22ページの土地利用計画図の中央部分について、当該転用事業者が令和6年2月に5条許可を受け、南側の工場増設に伴う従業員用駐車場として転用を行うものでした。その後、土地の所有権移転がされた後に、西側隣接地において、譲渡人との間で用地交渉が進んだため、転用事業を一時中断されていまして。引き続き駐車場用地を取得したい譲受人と譲渡人との間で、売買の合意ができたことから、今回、中断した転用事業を再開する形で「事業計画変更申請」を、また、新規に駐車場拡大する部分を5条許可として申請されたものです。
計画によると、当初10台分の駐車台数の予定から15台分に拡張し利用されます。造成工事については、表土鋤取り後、地盤改良し、碎石敷き均しにより整地をされます。雨水排水は自然地下浸透を基準としつつ、南側既設道路側溝に接続放流することや、隣接農地は申請地から一段高いことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意は得られているとともに、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号30及び事業計画変更承認申請、整理番号1について、議席11番奥村委員説明をお願いします。

担当農委 議席番号 11 番奥村です。事務局より詳細な説明があった通りです。令和 6 年 7 月 18 日に藤井推進委員と申請者代理人の 3 人で現地確認を行いました。今回の譲渡人は 80 歳以上で後継者がございません。そのため、隣接地と一緒に駐車場にして欲しいと、お願いされ、売買が成立したようなので、何も問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、区域番号 19 藤井推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号 19 藤井です。ただいまの説明があった通りで、何も問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局ならびに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等もないようですので、先に、議案第 65 号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号 1 について採決いたします。
許可に賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、議案第 65 号「事業計画変更承認申請審議について」の整理番号 1 については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、5 条調書 整理番号 30 について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、5 条調書 整理番号 30 については、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、5 条調書、整理番号 31 について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31番について説明します。調書は7ページ、参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画図は26ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請内容は、自己用一戸建専用住宅を目的とする、農地の使用貸借です。計画によると、現在賃貸住宅に居住している譲受人において、自身のライフステージの変化により、新たな住居スペースが必要となり、譲受人の親が所有する畑地において、建築面積76.18平方メートル、建ぺい率45.62パーセントとなる住宅を建築されます。造成工事については、盛土切土での整地とし、道路地盤より低い位置にて住宅を配置され、周囲はコンクリート構造物で土砂流出防止を図られます。雨水排水については、敷地北側に向けて地盤勾配を取り、設置する桝にて集水後、前面道路側溝に接続放流されます。その他、汚水・雑排水については既設の下水道管に接続されることから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。今回の農地転用に際し、地元関係者の同意が得られているとともに、事業に要する資金は自己資金及び借入金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議長 5条調書、整理番号31については、議席17番山川委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号17番山川です。事務局から説明のあった通りです。6月24日に譲渡人、代理人、地元の改良組合長と山本推進委員と現地を確認いたしました。申請地は譲受人の実家の隣ということ、周囲は道路ということのため周辺に影響はないと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号36山本です。事務局並びに山川農業委員から説明があった通りです。周辺に問題が起こることはないと思われますので、審議の方よろしく願います。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

- 議 長 ご質問等も無いようですので、５条調書、整理番号３１について採決いたします。
- 賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
- よって、５条調書、整理番号３１については、許可とすることに決定いたします。
- また、許可については、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定の締結と同時許可となります。
- 議 長 続きまして、５条調書、整理番号３２について審議いたします。
- 事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 整理番号３２番について説明します。参考図は２７ページ、２８ページ、土地利用計画図は２９ページです。申請地は、非線引き都市計画区域の第２種農地です。
- 申請内容は、駐車場を目的とする農地の賃貸借です。申請によると、飲食店業を営む譲受人が、現在店舗経営している箇所の駐車場が狭小であり、周囲に車両の駐車スペースがないことから、隣接地にて新たに露天駐車場の設置を計画されています。造成工事については、地盤勾配が南側河川に向くよう、盛土により整地をするとともに、法面は安定勾配とされ、土砂流出防止を図られます。雨水排水は自然地下浸透であるものの、北側は道路、東側西側は宅地であり、周囲に農地はないことから転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。さらに、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。
- 以上、農地法第５条第２項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。
- 議 長 ５条調書、整理番号３２については、議席１３番黄瀬委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号１３番黄瀬です。現地確認は６月２３日に辻本推進委員と確認させていただいております。店舗はまだ開店されておきませんが、駐車場を管理しながら聞いております。周囲への影響もないため許可相当と考えます。よろしくご審議のほうお願い申し上げます。
- 議 長 続いて、区域番号４１辻本推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号４１辻本です。住民との話し合いの結果、何ら問題がありませんので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、５条調書、整理番号３２について採決いたします。

賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、５条調書、整理番号３２については、許可とすることに決定いたします。

議案第６４号については以上であります。

議 長 議案第６５号については、先ほど審議が終了しております。

議 長 続きまして、**議案第６６号「農用地利用集積計画の決定について」**を議題いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第６６号について説明します。今月の決定は、２件です。１１ページの利用権等設定総括表をご覧ください。賃貸借権の設定の面積は、５，２３９平方メートルです。所有権移転の面積は、２，２７１平方メートルです。借り手、貸し手および買い手、売り手と、農地の所在、面積、期間等は、１２ページの利用権設定等の明細のとおりです。

なお、明細右側に記載の賃貸１０アール当たりの金額欄については、番号１は、所有権の移転のため、「売買価格」の１０アール当たりの金額を記載しています。次に、借り手・買い手の農地台帳による経営状況は、１３ページのとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議 長 ご質問等も無いようですので、議案第 6 6 号について、採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 6 6 号については、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知
をいたします。
議案第 6 6 号については以上であります。

議 長 続きまして、議案第 6 7 号「甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議
題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案 6 7 号について説明します。議案書は、1 4 ページからです。また、タブ
レットにも送信させていただいております、甲賀農業振興地域整備計画の変更に
ついて参考資料も確認をお願いします。甲賀農業振興地域整備計画は、農業振興
地域の整備に関する法律に基づき策定され、5 年ごとに見直しがされています。
この計画の策定に当たっては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条
の 2 第 1 項の規定により農業委員会の意見を聴くこととされております。
なお、甲賀農業振興地域整備計画については、農業振興課より説明させていた
だきます。

農業振興課 今回の農業振興地域整備計画の見直し内容について説明をさせていただきます。
農業振興地域整備に関する法律に基づき、概ね 5 年毎にこの計画の見直しをさ
せていただいております。前回、令和元年に見直しをさせていただいており、今
回はその 5 年後ということで令和 3 年から現況調査や基礎資料の作成、変更箇所
の確認などの作業を進め、ようやく県との協議が整ったので、今回ご説明をさせ
ていただくことになりました。

今回の見直しの大きな点ですが、従来は農業振興地域の管理を図面で行って
おり窓口に来ていただき直接図面で青地や白地等の閲覧をしていただいていた
が、今回の見直しにより地番で検索し表示できるように大幅なデータ修正を行
うとともに、甲賀市のホームページから青地や白地の閲覧が行える手法に変更
しました。

次に、見直しの経過ですが、令和 3 年から見直しを進めており、令和 4 年 1 0
月から 1 2 月にかけて庁内協議を行い、令和 5 年 1 月から 4 月には、個別による
変更を 6 8 件 3 4 4 筆行い、農業委員の皆様にもご意見をいただき除外したとこ

ろです。その後、計画書案を作成し県との協議が終了したことから、今回、意見を求めるところです。よろしくお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。ただ今、事務局ならびに市農業振興課より説明がありました計画変更について、ご意見、ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

委員 議席番号18番今井です。例えばなんですが、農業振興地域整備計画書（案）13ページに鳥獣害対策事業とありますが、市内で熊がポツポツと出没していますが、これからの5年間の間に、今以上に熊の対策が必要かなってくると思うのですが、対策が必要となった事業は、事業期間中に変更はできますか。日々刻々と状況が変わる中で、5年毎の見直しの途中で農業振興地域整備計画の変更はできるのでしょうか。

農業振興課 大きな施策の変更があれば、農業委員の皆様にもご相談させていただきながら農業振興地域整備計画も随時、変更をさせていただきたいと思っていますので、変更はあり得ると回答させていただきます。以上です。

委員 議席番号19番伴です。農業委員会としてはできるだけ農地は守っていくことを考えていますが、活かす農地と谷間にあるなどの活かせない農地の計画面積が農業振興地域整備計画書（案）4ページに記載されています。しかし、農用地の目標値が余りにも減っていないように思われますが、どのように考えているのでしょうか。

農業振興課 概ね5年後には、いろんな開発や他用途に変更されるということも考え、50ヘクタール程度が減少する計画にしております。また、荒廃農地の中でも以前は場整備等国の事業を行った場所もあるため、簡単に除外できない旨を言われております。今後は、それ以外の荒廃農地を順次除外していけるように進めていきたいと考えています。また、来年4月からは、非農地判断を農業委員の皆様で行っていただくことになっていますので、非農地判断された農地については適宜、個別の変更として、除外させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員 議席番号19番伴です。非農地と判断された部分では場整備等により面積を減らすことができない部分があると思いますが、場整備等を行っていない農地がまだあると思うので、非農地判断された部分を、できるだけこの振興計画においても反映していただけるようお願いをいたします。

また、皆さんにおきまして、なかなかこの場で言えないという部分があるのかと思いますので、ご意見がある場合は8月19日までに事務局の方まで、提出をお願いします。

また、事務局で整理をさせていただき、会長一任で、市長へ回答させていただきたく思いますので、それでよろしいですか。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 会長に一任ということで、できるだけ皆さんのご意見を反映できるよう、よろしくお願いし、どういう内容で意見を出したかと言う部分につきましては、9月の総会の折に、皆さんに報告をさせていただきます。

議案第67号につきましては、以上で終了をさせていただきます。

議 長 続きまして、**議案第68号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第68号について説明します。議案書は、38ページ、39ページです。水口地域、担当区域番号6の農地利用最適化推進委員が欠員となったことから、甲賀市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第11条に基づき、令和6年6月24日から7月22日までの期間に募集を行いました。その結果、農業者で組織する団体より1名の推薦があり、8月2日に甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会が開催され、推薦のあった推進委員の候補者について評価が行われました。

本議案は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づき、農地利用最適化推進委員を委嘱することについてご審議をいただくものです。

なお、任期は委嘱の日から令和8年7月19日までです。以上です。

議 長 次に、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会委員長より報告をお願いします。

委 員 長 8月2日に行われた甲賀市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、貴生川農事改良組合から推薦のあった推進委員の候補者について厳正に評価を行いました。

候補者の山崎一浩氏、農地利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、推進委員の業務を適切に行なっていただける方として評価しましたので、ここに報告いたします。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました件について、ご質問等がございましたら、

お伺

いたします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 異議なしということですので、議案第 6 8 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。
よって、議案第 6 8 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は原案どおり可決いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員については、本日、総会後に委嘱状交付式を行いますので、委員の皆様のご出席をお願いいたします。
議案第 6 8 号については以上であります。

議 長 続きまして、報告案件に入ります。
報告案件 1 「農地転用届出に係る専決処理報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は 4 0 ページ、参考図は 3 0 ページから 3 1 ページです。市街化区域内的の農地転用事案について、今月は農地法第 5 条の届出が 2 件です。以上です。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようでしたら、続きまして、報告案件 2 「地域農業経営基盤強化促進計画（案）の報告について」事務局の報告を求めます。

事 務 局 報告します。調書は 4 1 ページです。地域農業経営基盤強化促進計画（案）について、市農業振興課に 5 件の提出がありました。提出された地域は、水口町和野区、土山町大野頓宮区及び里区、甲賀町高野区、信楽町小川出区です。詳細については、地域計画参考資料のとおりです。なお、策定済件数は 2 件です。農業委員会として、特に意見することは無いと考えます。

議 長 ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等ございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問もないようですので、地域農業経営基盤強化促進計画（案）に対する意見については、該当がなかった旨、市に報告いたします。
報告案件は以上でございます。

議 長 続きまして、報告事項に入ります。
広報委員会から、農業委員会だより 39 号の発刊について報告をお願いいたします。

委 員 長 農業委員会だより 39 号の発刊について報告

議 長 続きまして、事務局報告事項について、順次説明をお願いします。

事 務 局 ・ 県常設委員会結果報告
・ 農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告
・ 6 月パトロール報告
・ 農地利用状況調査（8 月 1 日～9 月 30 日）
・ 農業経営改善計画認定審査結果
・ 経過と予定

議 長 報告事項は以上でございます。

議 長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。